

介護事業所における 「雇用管理改善について」

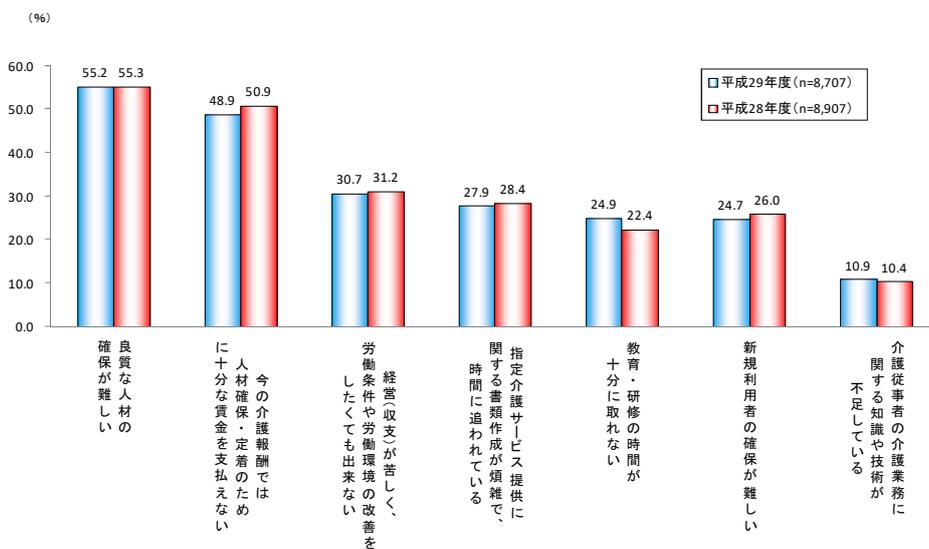
 公益財団法人 介護労働安定センター 千葉支所

1

介護サービス事業を運営する上での課題

(介護労働安定センター「平成29年度介護労働実態調査」)

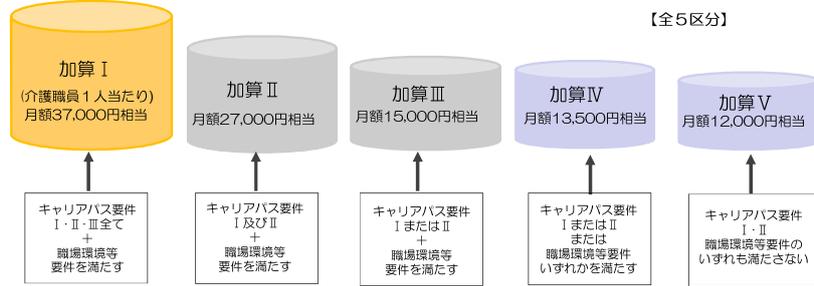
「良質な人材の確保が難しい」
「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」の割合が高い。



2

従来の「介護職員処遇改善加算」の概要

- ◆加算を取得した事業所においては、加算相当額の賃金改定を行うことが必要となります。
- ◆加算Ⅳ及びⅤは、一定の経過措置期間の後、廃止することが決定されています。



【キャリアパス要件】【職場環境等要件】とは

- キャリアパス要件にはⅠ・Ⅱ・Ⅲの3種類の要件があります。

- Ⅰ … 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- Ⅱ … 賃質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- Ⅲ … 経験若しくは資格などに応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組み例

- 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修終了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

- 職場環境等要件

賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施すること。

3

従来の処遇改善加算の請求状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度			平成29年度			
	平成27年 3月サービス 提供分	平成27年 4月サービス 提供分	平成27年 10月サービス 提供分	平成28年 4月サービス 提供分	平成28年 10月サービス 提供分	平成29年 3月サービス 提供分	平成29年 4月サービス 提供分	平成29年 7月サービス 提供分	平成29年 10月サービス 提供分	平成30年 3月サービス 提供分	
処遇改善加算 (Ⅰ) (27,000円 +10,000円)	—	—	—	—	—	—	64.8%	65.9%	66.7%	67.9%	
処遇改善加算 (Ⅱ) (27,000円)	—	66.1%	68.8%	71.5%	73.0%	73.3%	13.8%	13.4%	13.0%	12.5%	
処遇改善加算 (Ⅲ) (15,000円)	81.2%	18.6%	16.8%	14.2%	13.9%	13.7%	9.6%	9.4%	9.2%	8.7%	
処遇改善加算 (Ⅳ) (Ⅲ×0.9)	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
処遇改善加算 (Ⅴ) (Ⅲ×0.8)	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
合計	83.5%	86.6%	87.6%	87.6%	88.7%	88.9%	89.7%	90.3%	90.5%	90.7%	

※太枠は平成29年度介護報酬改定後

※厚生労働省「介護給付費等実態調査」の平成27年4月～平成30年4月審査分(前月サービス提供分)の特別集計により算出

4

新加算(特定処遇改善加算)の加算率

*1段階×0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)に より算出した 単位 ×0.9	加算(Ⅲ)に より算出した 単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

5

特定処遇改善加算を取得するための要件まとめ

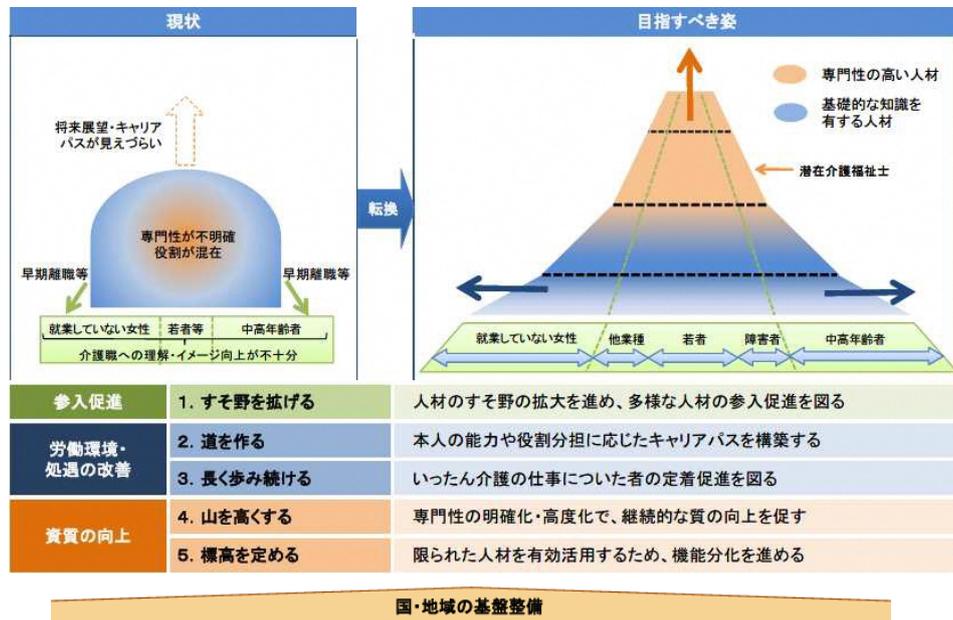
- 1 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)取得している
- 2 職場環境等要件の取組を複数実施している
- 3 取組の見える化をしている(ホームページへの掲載等)
- 4 勤続10年以上の介護福祉士がいる
- 5 経験・技能のある介護職員において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が年収440万円(役職者を除く全産業平均賃金)以上となる者を設定・確保している
- 6 配分方法のルールを順守すること

経験・技能のある介護職員:その他の介護職員:その他の職種

= 2 : 1 : 0.5

6

介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



7

人材開発支援助成金の助成率

	対象者／対象科目	賃金助成		経費助成	
			生産性要件		生産性要件
特定訓練コース (10時間以上) ※1	喀痰吸引研修 若年人材育成訓練 (雇用契約締結後5年を経過していない労働者であって、かつ35歳未満の雇用保険の被保険者)	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)
一般訓練コース (20時間以上)	正規職員向け訓練	380円	480円	30%	45%
特別育成訓練コース (20時間以上)	非正規職員向け訓練	760円 (475円)	960円 (600円)	限度額10万円 (同7万円) ※2 100時間未満	

()内は中小企業以外の助成額・助成率

※1 セルフ・キャリアドック制度導入企業は、経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げ

8



公益財団法人 介護労働安定センター

無料 出張研修及び 雇用管理改善相談のご案内

個別相談

- **介護分野の経験豊富な専門家**
(社会保険労務士・産業カウンセラー等)
が対応いたします。
- **1回2時間程度・年3回まで**
原則利用できます。

～ご相談事例～

- ・登録ヘルパーやパート職員の
雇用契約・就業規則について
- ・処遇改善加算について
- ・助成金について
- ・労務トラブルについて



出張研修

- **10種類のテーマ**から1つ選べます。
- 講師が**事業所へお伺い**します。
- **地域の事業所での集団型研修**
にもご活用ください。

～テーマ例～

- ・メンタルヘルス
- ・コミュニケーション
- ・仕事に対する基本姿勢
- ・腰痛予防対策 etc.



9

詳細はホームページを
ご覧下さい！



ウエルカム

公益財団法人 介護労働安定センター 千葉支所

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階

TEL：043-202-1717

FAX：043-202-1833

介護労働安定センター 千葉

検索

10